

連合茨城発第56号
2014年3月11日

茨城県知事
橋本昌様

日本労働組合総連合会茨城県連合会
会長 和田 浩美

雇用・労働行政に関する要請

貴職におかれましては、県政の発展と県民福祉向上のため、日頃よりご奮闘いただいておりますことに衷心より敬意を表します。また、連合茨城の諸活動に対し、格別のご理解と多大なご支援・ご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、日本経済は、政府政策による株高・円安によりデフレ脱却や景気回復の期待感が高まり、さらに、公共投資や消費税増税前の駆け込み需要を背景に、緩やかな回復を続けています。しかし、労働者の雇用・労働条件は傷んだまま放置されており、復元への道筋が見えておらず、地方の経済や中小企業等へは、その恩恵は及んでいません。また、「パート・派遣・有期雇用労働者」が雇用労働者の4割に迫り、年収200万円以下のいわゆるワーキング・プアは1,000万人を超えています。生活保護受給者は200万人を上回ったまま高止まりし、世帯所得は1994年に比べて100万円以上下回っています。さらには、正規・非正規、大手・中小の賃金や処遇の格差は拡大し、長時間労働やパワーハラスメントにより働く者を使い捨てにするいわゆる「ブラック企業」が社会問題となっています。

連合は2014年春季生活闘争において、資源に乏しい日本では「人材」こそが、競争力の原動力であり「人への投資」を強めることが必要であるとして、すべての働く者の賃上げを通じて、デフレからの着実な脱却と持続可能な経済の好循環実現につながる重要なステップと位置づけ、とくに、すべての労働組合が月例賃金の引き上げにことんこだわる闘いを進めております。

加えて、労働者保護ルールの改悪阻止をはじめ、連合が定める8つの最重点法案について、運動の両輪としての政策・制度実現の取り組みを春季生活闘争と一体となつて、すべての働く者の生活改善・格差是正の運動を強力に進めております。

つきましては、別紙の要請事項について、趣旨をご理解いただくとともに、取り組みの前進に向け、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

要 請 事 項

1. 雇用の安定・確保、雇用創出対策の強化について

- (1) 正規・非正規労働者を問わず雇用問題については、これまで「緊急経済・雇用対策本部」を設置して様々な対応を行っているところであるが、引き続き、県内の雇用情勢等の動きを的確に把握し、国や自治体、経営者団体等と連携をした雇用対策に万全を期すこと。
- (2) 離職を余儀なくされた失業者やパート・派遣・有期雇用労働者等への雇用対策として、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の提供と、正規雇用に向けた雇用機会の創出、ならびに就職相談、職業訓練等の充実による就職支援などについて、労働局やハローワークなどの団体と連携を図りながら積極的に取り組むこと。

2. 労働条件等の格差是正について

- (1) 連合茨城に加盟する中小企業(300人未満)組合員の個別賃金実態調査を基に、2014年春季生活闘争において、「地域ミニマム」運動に取り組んでいる。

具体的には、20歳から45歳まで、5歳毎のポイント年齢における目標賃金を設定し、これ以下の賃金労働者を無くすことによって、格差是正を図るものであり、地域ミニマム運動に対するご理解をお願いしたい。

<2014年地域ミニマム設定額>

※数値の単位：千円

年 齢	第1+分位3次回帰値	昨年の額	昨年との比較
20歳	141.5	148.9	▲7.4
25歳	178.6	170.2	+8.4
30歳	207.0	195.9	+11.1
35歳	230.4	223.6	+6.8
40歳	252.4	251.1	+1.3
45歳	276.6	275.9	+0.7

- (2) 雇用形態による賃金格差を縮小させ、すべての労働者が生活保護水準を上回ることはもとより、必要最低生計費の実態や一般労働者の賃金水準も考慮して、早期にすべての地域で800円、平均で1,000円を実現するため、茨城地方最低賃金審議会での適正な地域別最低賃金改定に向け側面から支援するとともに、広く周知を図ること。

3. 政策・制度の実現に向けた取り組み

連合は、政策・制度実現の取り組みと 2014 春季生活闘争における賃金・労働条件改善の取り組みを「運動の両輪」として捉え、すべての労働者を対象にした生活改善・格差是正の運動を積極的に進めていることから、趣旨についてご理解とご支援をお願いしたい。

- (1) 暮らしの底上げを起点とした経済の好循環実現のための施策の推進
- (2) 「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税の一体改革の着実な前進
- (3) 生活できる水準への最低賃金の早期引き上げ
- (4) パート・派遣・有期雇用労働者の均等・均衡処遇の確立
- (5) 公契約基本法・公契約条例制定による公契約の適正化を含む中小企業支援のための施策の実施
- (6) 民主的で透明・公正な公務員制度改革の実現と労働基本権の確立

4. ワークルール等の課題への対応について

- (1) 正規労働者はもとより、パート・派遣・有期雇用労働者などについて、労働者派遣法への的確な対応をはじめ、労働契約法、高年齢者雇用安定法、パートタイム労働法をはじめとする労働関係法令の改正趣旨を踏まえた遵守を徹底するよう指導すること。

また、障害者雇用促進法に定める法定雇用率については、引き上げ（1.8%から 2.0%）への対応を行い、少なくとも全国平均を上回るよう努力するなど、障がい者が働きやすい職場づくりに向け取り組みを推進すること。

- (2) 労働災害のリスクを低減し、快適な職場づくりを推進するとともに、長時間・過重労働対策、メンタルヘルス対策なども含め、安全配慮義務の履行に向けた取り組みについて、指導の徹底を図ること。
- (3) 男女平等社会実現に向け、処遇改善の是正などのポジティブアクションの取り組みを推進するとともに、男女の仕事と生活の両立支援策の拡充などのワーク・ライフ・バランス社会の早期実現への取り組みを推進すること。

以上